

後見類型と能力の程度

	補 助	保 佐	成年後見
民法 事理を弁識する能力	不十分	著しく不十分	欠く常況にある
鑑定書作成の手引き 自己の財産を管理・ 処分すること(注1)	援助が必要な場合がある	つねに援助が必要	自分でできない
同上ガイドライン詳細 日常生活に関する 行為(注2)	自分でできる	自分でできない	
重要な財産行為(注3)	できるかもしれないが、でき るかどうか危惧がある	日常的な買い物は自分でで きるが、重要な財産行為は自 分でできない	自分でできない
最高裁判所による 紹介事例	軽度の認知症の女性(80 歳)。最近米を研がずに炊 いてしまうなど、家事の失 敗が見られるようになった。 訪問販売員から必要のない 高額の呉服を何枚も購入し てしまった。	中程度の認知症の女性(73 歳)。以前からの忘れが みられた。最近症状が進み、 買い物で一万円札を出した か五千円札を出したか、わ からなくなることが多くな った。 日常生活に支障が出てきた ため、長男家族と同居する ことになった。	アルツハイマー病の男性 (57歳)。5年ほど前から もの忘れがひどくなり、直 属の部下を見てもだれかわ からなくなるなど、しだい に社会生活を送ることがで きなくなった。 家族の判別もつかなくなり、 症状は重くなり、回復の見 込みはない。2年前から入 院している。

注1 自己の財産を管理・処分する能力：預金等を管理することのほか、介護契約や施設入所契約などの身上保護に関する契約を締結することも含まれる

注2 日常生活に関する行為：日用品の購入など

注3 重要な財産行為：民法第13条第1項で定められている次の行為

- (1) 貸金の元本の返済を受けたり、不動産や金銭の貸付けをすること
- (2) 金銭を借り入れたり、保証人になること
- (3) 不動産をはじめとする重要な財産(自動車等)について、売買等をする事
- (4) 訴訟を提起すること(相手方の訴えに対し応訴することは含まない)
- (5) 贈与をすること、和解や仲裁契約をすること
- (6) 相続の承認や放棄をすること、遺産分割の協議をすること
- (7) 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、または負担付遺贈を承認すること
- (8) 新築・改築・増築または大修繕をすること
- (9) 建物については3年、土地については5年を超える期間の賃貸借契約をすること
- (10) 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。)の法定代理人としてすること

岡田・安藤・山上「成年後見制度と高齢者の意思能力」(老年精神医学雑誌第13巻第10号1頁, 146頁)、最高裁事務総局家庭局「新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引き」参照